

古平町定住促進共同住宅建設費補助金交付要綱

(総則)

第1条 古平町定住促進共同住宅建設費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、古平町補助金等交付規則（昭和63年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、新たに古平町の対象区域内に賃貸共同住宅を建設する者に対して予算の範囲内で補助することにより、民間資金を活用した賃貸共同住宅の建設を促進し定住化の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象区域とは、下水道供用区域内とする。
- (2) 賃貸共同住宅とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する共同住宅又は長屋であって、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。
 - ア 建設する1棟につき、2以上の戸数を有し、1の居住室を有する住戸形式（以下「1LDK」という。）又は2以上の居住室を有する住戸形式（以下「2LDK以上」という。）のいずれか若しくはその両方で構成されるものであること。
 - イ 各戸が居間（台所と共有している場合を含む。）のほか、賃借人となる者以外に同居する者を居住させるために十分な広さを有するものであること。
 - ウ 各戸に玄関、便所、洗面所、浴室及び台所が設置されているものであること。
 - エ アによる住戸形式ごとの床面積は次のとおりとする。
 - (ア) 1LDK 45平方メートル以上

(イ) 2LDK以上 55平方メートル以上

オ 1戸あたり車1台以上の舗装した駐車場及び1.5平方メートル以上の広さの物置を設置すること。

カ 建築基準法の基準に適合するものであること。

キ 各戸について一般に募集を行い、当該応募者との賃貸借契約の締結により入居者を決定するものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、新たに賃貸共同住宅を建設し、その所有者となる法人又は個人であって、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 建設する賃貸共同住宅が専ら自己若しくは自己の親族又は特定の事業者等の従業員等に限定して入居させるためのものでないこと。
- (2) 公租公課に滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団の構成員でないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、建設する賃貸共同住宅1棟につき、その戸数に次の各号に定める住戸形式ごとに定める戸当たり金額を乗じて得た額とする。ただし、建設する賃貸共同住宅1棟につき1,200万円を限度とする。

- (1) 1LDKの戸当たり金額 130万円
- (2) 2LDK以上の戸当たり金額 200万円

(補助金の認定申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、賃貸共同住宅に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築の確認の申請書を提出する前に、古平町定住促進共同住宅建設費補助金認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び事業予算書
- (2) 設計図書
 - ア 建物及び駐車場、物置等の附帯設備の配置図
 - イ 建物附近の見取図
 - ウ 建物の平面図
 - エ 建物の全体及び各住戸の床面積求積図
- (3) 印鑑証明書
- (4) 納税証明書
- (5) 所得証明書（認定申請者が個人の場合に限る。）
- (6) 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び直近の決算書類（認定申請者が法人の場合に限る。）
- (7) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (8) 住民票（認定申請者が個人の場合に限る。）
- (9) その他町長が指定する書類
（補助金の交付認定）

第7条 町長は、前条の規定により補助金の認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を、認定申請者に古平町定住促進共同住宅建設費補助金交付認定（不認定）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の交付認定をする場合において、補助金の予算額を超える認定申請があったときは、古平町内に本店を有する法人及び古平町内に住所を有する者の申請を優先し、そのほかは抽選によるものとする。

3 町長は、第1項に規定する交付認定を通知する場合において、当該賃貸共同住宅に入居する者の生活上必要と認める附帯施設等の設置等について、次の条件を付するものとする。

- (1) 入居者に係るごみ置き場に関し、町の関係課等との協議に基づき必要な措置を講ずること。

- (2) 賃貸共同住宅及び附帯設備に関し、環境不良の状態にならないよう維持管理等必要な措置を講ずること。

(補助金の交付申請)

第8条 前条第1項の規定により交付認定の通知を受けた者は、賃貸共同住宅の建設工事に着手する前に、古平町定住促進共同住宅建設費補助金交付申請書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法第6条第1項に基づく建築に係る確認済証の写し
- (2) 設計図書
- ア 建物及び駐車場、物置等の附帯設備の配置図(縮尺300分の1以上)
 - イ 建物附近の見取図(縮尺任意)
 - ウ 建物の平面図及び立面図(縮尺100分の1以上)
 - エ 建物の全体及び各住戸の床面積求積図
- (3) 土地の登記簿謄本又は登記全部事項証明書
- (4) 住宅管理に関する書類(入居基準、賃借料予定額、賃貸契約書式、管理方式、住環境配慮計画等)
- (5) 建物、附帯設備等の工事見積書(内訳別)
- (6) 賃貸共同住宅の建設請負業者との工事請負契約書の写し
- (7) その他、町長が指定する書類

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条第1項の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定し、規則第6条による補助金指令書により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第10条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該交付決定に係る内容を変更しようとするときは、古平町定住促進共同住宅建設費補助金決定内容変更申請書(様式第5号。以下「決

定内容変更申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めた軽微な変更にあつては、この限りでない。

- (1) 変更の内容が確認できる図面など
- (2) その他町長が指定する書類
(補助金の変更交付決定)

第11条 町長は、前条の規定により決定内容変更申請書の提出があつたときは、その交付決定については、第9条の規定を準用する。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、賃貸共同住宅が建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の交付を受け、当該賃貸共同住宅等の登記が完了した場合には、古平町定住促進共同住宅建設費補助金実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業決算書
- (2) 建物、附帯設備等の支払い領収書の写し
- (3) 建物の所有権保存登記又は建物表示登記の写し
- (4) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- (5) 建物、附帯設備等の完成写真(内部、外部(四方向から)を撮影したものの)
- (6) 入居募集に関する書類
- (7) その他町長が指定する書類
(補助額の確定及び通知)

第13条 町長は、前条の規定により補助金実績報告書の提出があつたときは、その内容について審査し、及び当該賃貸共同住宅の現場検査を行い、補助が適当と認めたときは、補助額を確定し、実績報告書を提出した交付決定者に古平町定住促進共同住宅建設費補助金交付額確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定により補助額の確定通知を受けた交付決定者は、確定を受けた補助額に係る古平町定住促進共同住宅建設費補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 交付決定者は、交付された補助金を目的外に使用し、又はその受ける権利を他人に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、古平町定住促進共同住宅建設費補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 第7条第3項に規定する条件を故意に履行していないと認めたとき。
- (3) 第15条の規定に違反したとき。
- (4) 補助金の交付の決定を受けた日から起算して10年を経過する日までの間に当該賃貸共同住宅を取り壊し、若しくは改築し、又は用途を変更したことにより賃貸共同住宅の要件を欠いたとき。
- (5) 賃貸共同住宅の所有権の権原を他人に譲渡し、若しくは転売した場合であって、補助金の交付の決定を受けた日から起算して10年を経過する日までの間に賃貸共同住宅の要件を欠き、又は新たな所有者が第4条に規定する補助対象者の要件を満たしていないと認めたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、建築基準法又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第17条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、古平町定住促進共同住宅建設費補助金返還命令書(様式第10号)により通知し、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(報告等)

第18条 町長は、この補助金を受けて建設した賃貸共同住宅の所有者に対し、対象住宅の状況について報告を求め、又は必要な助言若しくは指導を行うことができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

2 この訓令は、平成32年3月31日限りその効力を失う。ただし、第16条から第18条の規定は、この訓令の失効後もなおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

古平町定住促進共同住宅建設費補助金認定申請書

年 月 日

古平町長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話

古平町定住促進共同住宅建設費補助金交付要綱第6条に基づき、補助金の事業認定を受けたいので次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 住宅の名称	
2 住宅の所在地	
3 住宅の所有予定者 (住宅建設者)	住所 氏名 連絡先
4 敷地の所有等	地番： (敷地面積： m ²) 所有： 自己所有・借地 借地の場合 借地期間 (年 月 日から 年 月 日まで) 土地所有者 住所 氏名
5 住宅の延床面積等	延床面積 m ²

6 住宅の構造・戸数等	住宅の構造 階数・戸数 階建て 戸			
7 住戸タイプ等	住戸タイプ（間取り・LDK） 住戸タイプ別の戸数			
8 駐車場の整備	台数： 台 舗装の仕様			
9 物置の整備	構造 床面積： m ²			
10 賃借料予定額等	月額			
11 ゴミステーションの設置	事前協議内容			
12 建設予定月日	着手日	年 月 日	完了日	年 月 日
13 入居予定月日	入居募集 予定	年 月 日	入居開始予 定	年 月 日
14 総事業費	円（建物、附帯設備等を含む）			
15 補助対象見込戸数	戸			
16 補助金見込額	円（ 円× 戸） （ 円× 戸）			
17 資金計画	①民間資金	②自己資金	③町補助金	④その他
	円 借入先：	円	円	円 具体的に

備考 次の書類を添えて提出すること。

- (1) 事業計画書及び事業予算書
- (2) 設計図書
 - ア 建物及び駐車場、物置等の附帯設備の配置図
 - イ 建物附近の見取図)
 - ウ 建物の平面図
 - エ 建物の全体及び各住戸の床面積求積図
- (3) 印鑑証明書
- (4) 納税証明書
- (5) 認定申請者が個人の場合にあつては、所得証明書
- (6) 認定申請者が法人の場合にあつては、法人登記簿謄本又は履歴事項全部事項証明書及び直近の決算書類
- (7) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (8) 住民票
- (9) その他町長が指定する書類

申請者の担当者氏名及び連絡先

住 所	
所 属 部 署	
氏 名	
電 話 番 号	

様式第2号（第6条関係）

誓約書兼同意書

私は、古平町定住促進共同住宅建設費補助金交付要綱を理解した上で申請し、当該要綱に定める要件及び事項等を満たし、かつ、提出する申請書類の事項について相違ないことを誓約します。

また、古平町が申請条件資格等の確認を行うにあたり、必要があるときは、提出した書類の事項並びに納税状況等について調査することに同意します。

年 月 日

（法人にあっては、法人名、代表者名）

住 所

氏 名

印

様式第3号（第7条関係）

（表）

古平町定住促進共同住宅建設費補助金交付認定（不認定）通知書

第 号
年 月 日

様

古平町長 印

年 月 日付けで提出がありました古平町定住促進共同住宅建設費補助金認定申請書について、古平町定住促進共同住宅建設費補助金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

認定の可否	認定・不認定
補助対象見込額	
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
認定の内容	
不認定の理由	
認定の条件	

（裏）

【留意事項】

- 1 古平町定住促進共同住宅建設費補助金交付要綱等の規定を遵守すること。

- 2 当該補助金を目的外に使用し、又はその受ける権利を他人に譲渡し、若しくは担保に供してはなりません。
- 3 次のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。
 - (1) 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 要綱第7条第2項に規定する条件を故意に履行していないと認めるとき。
 - (3) 要綱第15条の規定に違反したとき。
 - (4) 補助金の交付の決定を受けた日から起算して10年を経過する日までの間に当該賃貸共同住宅を取り壊し、若しくは改築し、又は用途を変更したことにより賃貸共同住宅の要件を欠いたとき。
 - (5) 賃貸共同住宅の所有権の権原を他人に譲渡し、若しくは転売した場合であって、助成金の交付の決定を受けた日から起算して10年を経過する日までの間に賃貸共同住宅の要件を欠き、又は新たな所有者が要綱第4条に規定する補助対象者の要件を満たしていないと認めるとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、建築基準法又は当該要綱に違反したとき。
- 4 当事業に係る建築確認済証の受領を受けた場合には、住宅の建設工事に着手する前に、補助金交付申請書に次の書類を添えて補助金の交付申請を行ってください。
 - (1) 建築基準法第6条第1項に基づく建築に係る確認済証の写し
 - (2) 設計図書
 - ア 建物及び駐車場、物置等の附帯設備の配置図（縮尺300分の1以上）
 - イ 建物附近の見取図（縮尺任意）
 - ウ 建物の平面図及び立面図（縮尺100分の1以上）
 - エ 建物の全体及び各住戸の床面積求積図
 - (3) 土地に関する全部事項証明書の写し

- (4) 住宅管理に関する書類（入居基準、賃借料予定額、賃貸契約書式、管理方式、住環境配慮計画等）
- (5) 建物、附帯設備等の工事見積書（内訳別）
- (6) 賃貸共同住宅の建設請負業者との工事請負契約書の写し
- (7) その他、町長が指定する書類

様式第4号（第8条関係）

古平町定住促進共同住宅建設費補助金交付申請書

年 月 日

古平町長 様

申請者 住所

氏名 ⑩

電話

古平町定住促進共同住宅建設費補助金交付要綱第8条に基づき、補助金の交付決定を受けたいので次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 住宅の名称	
2 住宅の所在地	
3 住宅の所有予定者 (住宅建設者)	住所 氏名 連絡先
4 敷地の所有等	地番： (敷地面積： m ²) 所有： 自己所有・借地 借地の場合 借地期間 (年 月 日から 年 月 日まで) 土地所有者 住所 氏名
6 住宅の延床面積	延床面積 m ²

7 住宅の構造・戸数等	住宅の構造 階数・戸数 階建て 戸			
8 住戸タイプ等	住戸タイプ（間取り・LDK） 住戸タイプ別の戸数			
9 賃借料予定額等	月額			
10 ゴミステーションの設置	事前協議内容			
11 工事施工者 (請負契約の相手方)	業者 住所 氏名 電話			
12 建設予定月日	着手日	年 月 日	完了日	年 月 日
13 入居予定月日	入居募集予定	年 月 日	入居開始予定	年 月 日
14 総事業費	円（建物、附帯設備等を含む）			
15 補助対象戸数	戸			
16 補助金見込額	円（ 円× 戸） （ 円× 戸）			
17 資金計画	①民間資金	②自己資金	③町補助金	④その他
	円 借入先：	円	円	円

備考 次の書類を添えて提出すること。

- (1) 建築基準法第6条第1項に基づく建築に係る確認済証の写し

(2) 設計図書

ア 建物及び駐車場、物置等の附帯設備の配置図（縮尺300分の1以上）

イ 建物附近の見取図（縮尺任意）

ウ 建物の平面図及び立面図（縮尺100分の1以上）

エ 建物の全体及び各住戸の床面積求積図

(3) 土地に関する全部事項証明書の写し

(4) 住宅管理に関する書類（入居基準、賃借料予定額、賃貸契約書式、管理方式、地域活動計画、住環境配慮計画等）

(5) 建物、附帯設備等の工事見積書（内訳別）

(6) 賃貸共同住宅の建設請負業者との工事請負契約書の写し

(7) その他、町長が指定する書類

申請者の担当者氏名及び連絡先

住 所	
所 属 部 署	
氏 名	
電 話 番 号	

様式第5号（第10条関係）

古平町定住促進共同住宅建設費補助金決定内容変更申請書

古平町長 様

年 月 日

住所

申出者 氏名 ⑩

電話

年 月 日付け第 号により決定を受けた内容について、その内容を変更したいので、古平町定住促進共同住宅建設費補助金交付要綱第10条第1項に基づき、次のとおり申請します。

記

変更の理由		
変更の内容	変更後	
	変更前	

備考 変更の内容が確認できる図面など、必要書類を添付すること。

様式第6号（第12条関係）

古平町定住促進共同住宅建設費補助金実績報告書

古平町長 様

年 月 日

住所

氏名 ⑩

電話

年 月 日付け第 号により交付決定を受けた古平町定住促進共同住宅建設費補助金について事業が完了したので、古平町定住促進共同住宅建設費補助金交付要綱第12条第1項に基づき、次のとおり報告します。

記

住宅の名称	
住宅の所在地	
事業完了年月日	年 月 日

備考 次の書類を添えて提出すること。

- (1) 事業決算書
- (2) 建物、附帯設備等の支払い領収書の写し
- (3) 建物の所有権保存登記又は建物表示登記の写し
- (4) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- (5) 建建物、附帯設備等の完成写真（内部、外部（四方向から）を撮影したもの）
- (6) 入居募集に関する書類
- (7) その他町長が指定する書類

様式第7号（第13条関係）

古平町定住促進共同住宅建設費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

古平町長 印

年 月 日付けで提出がありました古平町定住促進共同住宅建設費補助金実績報告書について、古平町定住促進共同住宅建設費補助金交付要綱第13条に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

住宅の名称	
交付決定額	金 円
補助対象見込額 からの減額理由	

【留意事項】

- 1 交付額確定通知を受けた交付決定者は、速やかに古平町定住促進共同住宅建設費補助金交付請求書（様式第8号）を提出してください。
- 2 当該補助金を目的外に使用し、又はその受ける権利を他人に譲渡し、若し

くは担保に供してはなりません。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。

(1) 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 要綱第7条第2項に規定する条件を故意に履行していないと認めるとき。

(3) 要綱第15条の規定に違反したとき。

(4) 補助金の交付の決定を受けた日から起算して10年を経過する日までの間に当該賃貸共同住宅を取り壊し、若しくは改築し、又は用途を変更したことにより賃貸共同住宅の要件を欠いたとき。

(5) 賃貸共同住宅の所有権の権原を他人に譲渡し、若しくは転売した場合であって、補助金の交付の決定を受けた日から起算して10年を経過する日までの間に賃貸共同住宅の要件を欠き、又は新たな所有者が要綱第4条に規定する補助対象者の要件を満たしていないと認めるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、建築基準法又は当該要綱に違反したとき。

様式第8号（第14条関係）

古平町定住促進共同住宅建設費補助金交付請求書

古平町長 様

年 月 日

住所

請求者 氏名 ⑩

電話

年 月 日付け第 号で交付額確定通知を受けた古平町定住促進共同住宅建設費補助金について、古平町定住促進共同住宅建設費補助金交付要綱第14条に基づき、下記のとおり請求いたします。

記

1. 補助金請求額 円
2. 事業名
3. 振込先等

金融機関名	銀行	支店
フリガナ 口座名義		
預金種目	普通・当座	
口座番号		

※口座名義は、請求者氏名と同一にしてください。

様式第9号（第16条関係）

古平町定住促進共同住宅建設費補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

古平町長 印

年 月 日付け第 号で交付の決定をした補助金について、古平町定住促進共同住宅建設費補助金交付要綱第16条の規定により、当該決定の全部又は一部を取り消したので、次のとおり通知します。

記

補助金の交付決定額	金 円
取消しの理由	

様式第10号（第17条関係）

古平町定住促進共同住宅建設費補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

古平町長 印

年 月 日付け第 号で交付の決定をした補助金について、古平町定住促進共同住宅建設費補助金交付要綱第17条の規定により、次のとおり返還するよう命じます。

記

交付決定年月日	年 月 日
交 付 年 月 日	年 月 日
交 付 額	金 円
返 還 額	金 円
返還金の支払期限	上記返還額を別紙の納付書により、 年 月 日までに返還してください。